

会報書記官

贈呈

2011
No.28

座談会に代えて 最高裁判所事務総局 総務局・人事局・情報政策課に聞く

インタビュー 裁判員制度の実施状況等について
～成果と課題を中心として～

実務研究 / 民事 民事裁判書における当事者の表示ハンドブック

情報コーナー IT mall (あいていい・もーる) (第18回)

最高裁判所図書館



100100902

日本裁判所書記官協議会

会報 書記官 第28号

◆ 目 次 ◆

◎ 卷頭言	1
◎ 座談会に代えて	
最高裁判所事務総局 総務局・人事局・情報政策課に聞く	3
◎ インタビュー	
裁判員制度の実施状況等について	
～成果と課題を中心として～	刑 事 局 30
◎ 実務研究 / 民事	
民事裁判書における当事者の表示ハンドブック	仙台高等裁判所民事部 プロジェクトチーム 44
◎ 情報コーナー	
IT mall (あいていい・もーる) [第18回]	情 報 政 策 課 101
◎ 本部と支部の交流だより	
平成22年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約)	108
本部だより	111

最高裁判所事務総局

総務局・人事局・情報政策課に聞く

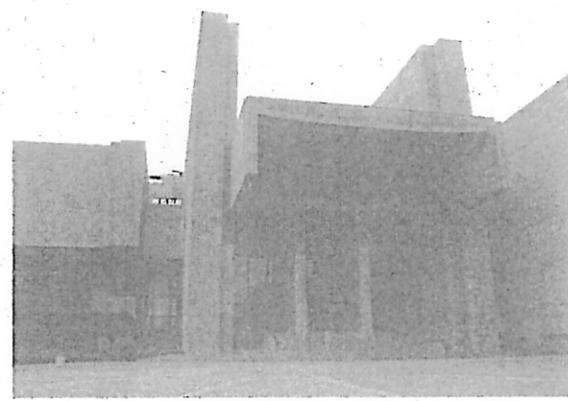
座談会に代えて

平成23年5月31日

日本書協では、毎年3月に裁判所職員総合研修所との座談会、5月に最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会を行っています。

しかし、今回の東日本大震災の影響で、両座談会ともに座談会形式から、当協議会の質問に対してお答えいただく方法で行うことになりました（裁判所職員総合研修所については27号に掲載済）。

今回、総務局・人事局・情報政策課には、次のテーマについてお答えいただきました。



テ　ー　マ

- 1 東日本大震災への対応について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - (2) 刑事関係
 - (3) 家事・少年関係
- 3 書記官事務に関するその他の動向等について
 - (1) 書記官事務の環境整備について
 - (2) 認証等用特殊用紙の使用範囲の拡大について
- 4 これからの書記官の在り方について
- 5 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の待遇について
 - (2) 級別定数関係について

6 書記官の任用上の問題について

- (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
- (2) 書記官の任用政策について
- (3) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて
- (4) 再任用の実施状況等について
- (5) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
- (6) 定年延長について
- (7) その他

7 メンタルヘルスについて

8 システム開発等と書記官事務について

- (1) 民事裁判事務支援システム (MINTAS) の現状について
- (2) 刑事裁判事務支援システム (KEITAS) の稼働開始と展開予定について
- (3) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
- (4) 調停委員出勤管理プログラムの導入状況について
- (5) J・NET ポータルの充実について
- (6) 標準ワープロソフトの移行について
- (7) 統計報告について
- (8) 情報化を推進する人材の育成について

1 東日本大震災への対応について

東北地方を中心に、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、約3か月が経過しました。この震災で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方に対し心から御見舞い申し上げます。

被災庁等においては、非常に厳しい状況の中、裁判所の機能の一日も早い復旧を目指して懸命の努力をされており、最高裁としても、このような活動の支援に全力を尽くしています。

これまで行った震災後の主な対応としては、最高裁各局課が連携し、まず、事件の分野にかかわらず震災に起因する事件処理上の問題を適正迅速に解決するため、一元的な窓口となる「事件処理ホットライン」を設置しました（※1）。これは、高等裁判所を経由することなく、被災地所在の裁判所からの照会に直接対応することを可能とするとともに、その照会回答のうち、事務処理上、広く各庁に対して周知を図ることが有益であると思われるものについては、J・NET ポータルの「最高裁各局課等からのお知らせ」に掲載することにしたものです。併せて、震災に関連して具体的に生起することが予想される事件処理上の留意事項については、「事件処理のQ&A」という形で取りまとめ、事務連絡を発出しています（※2）。

また、震災の影響により、通常の業務態勢への復旧に相当の期間を要する庁があることが想定されたため、裁判統計報告の留保を行いました（※3）。更に、東京電力及び東北電力の計画停電の影響を受けると考えられる庁に対しては、事件処理の参考として、停電実施に伴う事務処理の留意点をまとめた事務連絡を発出しました（※4, 5）。

今後、震災からの復興の過程で、様々な法的紛争が裁判所に提起されることが考えられる上、裁判所における節電対策の検討及び策定も本格化しているところです。最高裁としては、引き続き、被災地の裁判所等の実情やニーズを的確に把握し、必要なサポートを行っていきたいと考えています。

（※1）平成23年3月18日付け民事局第一課長、刑事局第一課長、行政局第一課長、家庭局第一課長、総務局第一課長及び情報政策課参事官事務連絡「東北地方太平洋沖地震に関する「事件処理ホットライン」の設置について」

（※2）平成23年4月15日付け民事局第一課長、行政局第一課長及び家庭局第一課長事務連絡「東日本大震災に関する民事事件及び家事事件における事件処理のQ&Aについて」

（※3）平成23年3月18日付け情報政策課参事官事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う統計報告書の提出について」

（※4）平成23年4月7日付け民事局第一課長、行政局第一課長、家庭局第一課長、総務局第一課長及び情報政策課参事官事務連絡「東京電力及び東北電力の計画停電に伴う民事事件及び家事事件における事件処理の留意点について」

（※5）平成23年4月21日付け刑事局第一課長、家庭局第二課長、総務局第一課長及び情報政策課参事官事務連絡「東京電力及び東北電力の計画停電に伴う刑事事件及び少年事件における事件処理の留意点について」

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について

まず、最近の民事事件の事件数の動向ですが、平成22年の全国の新受件数は、平成21年と比較すれば全体として減少しています。近年増加傾向にあった訴訟事件のうち、高い割合を占める過払金返還請求事件は、公表されている資料によれば利息制限法所定の制限利率を超える利率での貸付残高が大幅に減少していること及び貸金業者の減少等から既に峠を越えていると考えられます。ただ、地裁の訴訟事件（23万8889件、前年比-約2.1%）はやや減少しているもののほぼ横ばい状態であり、簡裁の訴訟事件（60万5176件、前年比-約11.0%）は減少していますが、依然高水準にあります。同様に、増加傾向にあった労働審判事件（3375件、前年比-約2.7%）及び配偶者暴力保護命令事件（3096件、前年比-約0.1%）についてもほぼ横ばい状態で高水準にあります。

一方、増加傾向にあった不動産執行事件（5万1278件、前年比-約24.1%）、支払督促事件（35万1451件、前年比-約16.4%）は減少しています。また、減少傾向にあった債権執行事件（11万5290件、前年比-約0.7%）は平成21年の件数をほぼ保っていますが、破産事件（13万1370件、前年比-約4.8%）、通常再生事件（348件、前年比-約47.2%）、個人再生事件（1万9113件、前年比-約7.8%）、地裁の保全事件（1万7043件、前年比-約11.1%）、簡裁の特定調停事件（2万8213件、前年比-約49.5%）は引き続き減少しています。

このように、全体的に事件数が減少している中で、簡裁の控訴提起事件（1万3739件、前年比+約139.1%）及び地裁の控訴提起事件（1万7863件、前年比+約27.8%）は大きく増加しています。この原因として、過払金返還請求事件のうち、第一審で確定せずに控訴提起される事件が増えていることが挙げられます。

今後の各種事件の動向については、東日本大震災の影響も考えられるので、引き続き状況を注視する必要があります。

なお、裁判所職員総合研修所における平成23年度書記官実務研究では、「破産事件における書記官事務の研究—管財事件を中心として—（仮称）」というテーマで研究が行われています。

イ 判決原本等の国立公文書館への移管について

平成21年8月5日、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保存する歴史公文書について内閣府を経て国立公文書館に移管するとの申合せが締結され、裁判文書としては、①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等及び②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等を移管することとなりました。

そして、平成22年2月に締結された移管計画に基づき、まずは、昭和30年までに完結した事件にかかる民事事件の判決原本等を移管することとされ、平成21年度には最高裁の判決原本等を、平成22年度には名古屋・仙台・高松の各高裁管内で保存している判決原本等を移管しました。平成23年度は、大阪・福岡・札幌の各高裁管内で保存している判決原本等を移管する予定です。

なお、平成23年4月1日に公文書等の管理に関する法律が施行されたことに伴い、事件記録等保存規程を改正しました。この改正は、公文書館への移管に関する法律が、国立公文書館法から公文書等の管理に関する法律になったことに伴う形式的な改正であり、実際の事務処理に対する影響はありません。

ウ 新非訟事件手続法の成立と書記官事務について

新非訟事件手続法が5月19日成立し、公布日である5月25日から2年を超えない日までに施行される予定です。

新非訟事件手続法は、非訟事件を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、非訟事件の手続に関する法制について、手続の基本的事項に関する規定を整備し、当事者等の手続保障の拡充とその利便性の向上を図るための諸制度を創設するとともに、国民に理解しやすい法制とするため、これを現代用語化するものです。実際に非訟事件手続法に基づいて処理するのは、会社非訟事件等一部に限られますが、個別の法律で手続が定められている事件、例えば借地非訟事件、労働審判事件や民事調停事件等についても、今回あわせて改正され、内容が整備されることになります。

書記官事務に関する主要な変更部分は、①費用額の確定手続、②調書の作成等、③記録の閲覧等と思われますが、その概要は次のとおりです。

①費用額の確定手続について、これまで非訟手続では申立人負担が原則でしたが、民事訴訟手続に準じて各自負担が原則とされました。これに伴い、費用額の確定手続が民事訴訟法を準用する形式で定められました。②調書の作成等について、非訟事件の手続の期日においては調書を作成しなければならないとされる一方、証拠調べの期日以外の期日において、裁判長が調書を作成する必要がないと認めるときには、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、調書の作成に代えることができるとされました。③記録の閲覧等については、新非訟事件手続法に閲覧等の規律を置き、当事者又は利害関係を疎明した第三者について、裁判所の許可を得て閲覧等が認められることになりました。ただし、労働審判手続等個別の法律において定められている閲覧等の定めは改正されていませんので、これらの事件については、従前と取扱いの変更はありません。

なお、具体的な運用等については、今後制定される規則により定まります。また、新非訟事件手続法において定められたのは、従前の実務や民事訴訟手続と同様の手

続であり、新たな手続を定めたものではありません。

(2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成21年の刑事訴訟事件の新受人員は、高裁が7229人、地裁が9万2777人、簡裁が45万1941人（うち略式事件数は43万8435人）でしたが、平成22年は、高裁が6803人（前年比-約5.9%）、地裁が8万6387人（前年比-約6.9%）、簡裁が41万8231人（前年比-約7.5%）（うち略式事件数は40万6067人）となっており、新受事件総数は、全体として減少傾向にあります。

次に最近の刑事事件を巡る主要な動向ですが、裁判員制度は、平成21年5月21日の施行から2年余りが経過し、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度は、平成20年12月1日の施行から2年半が経過していますので、各制度の実施状況と書記官事務の状況等について説明します。

イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成23年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は、3377人であり、罪名別の内訳でみると、強盗致傷事件847人、殺人事件701人、現住建造物等放火事件311人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は2060人であり、このうち、自白事件は1328人、否認事件は732人となっています。

平成22年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は8673人ですが、実際に裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、裁判所の接遇や設備に対する全体的な印象については、多くの方から適切なものであると評価していただいているようです。また、審理の内容は概ね理解しやすいものであって、評議においても十分に議論を行うことができた、あるいは、裁判員に選ばれる前は裁判への参加に消極的であったが、参加後はよい経験だったと感じたなど概ね良好な回答となっています。昨年後半からは、事実関係に深刻な争いのある事件や重大な事犯での量刑判断を迫られる事件なども多く審理されていますが、現状として、裁判員裁判は順調に運用されているものと考えています。

制度施行後2年余りが経過し、裁判員裁判実施庁においては、いずれも一定数の事件処理を経験したことから、裁判員等の選任や接遇をはじめとする事務処理についても実績が積まれ、事務処理上の問題点や留意点が明らかになるとともに、その運用上の改善等の集積もされつつあると思います。そこで、裁判員裁判における公判前整理手続に関する書記官事務、公判手続に関する書記官事務の在り方、裁判員等選任手続に関する事務及び裁判員候補者等に対する接遇等の諸問題について、実際の経験に基づいて討議を行い、その結果を共有化すること等を目的として、平成22年11月25日及び26日には刑事事件を担当する書記官を対象として刑事実務研究会

が、平成23年3月3日及び4日には裁判員調整官等を対象として刑事特別研究会が、いずれも裁判所職員総合研修所において実施されました。

【呼出手続等】

裁判員候補者の呼出手続は、受訴裁判所が行うこととなります。裁判員等選任手続期日に呼び出すべき裁判員候補者の員数の算定にあたっては、事件処理の積み重ねにより、各庁とも辞退率や出頭率等の統計データが蓄積され、その実績を踏まえつつ、事件毎に適正な選定数を判断しているものと思われます。もっとも、否認事件や重大事件など審理が長期間に及ぶ事件については辞退率が変化することが考えられますし、地域的な特性や重複選定などの事情も考慮しなければなりません。これからも、国民になるべく負担をかけないように、データの集積、分析を続ける必要があると考えます。

【選任手続期日】

裁判員等選任手続期日においては、受付、オリエンテーション、裁判員等の選任等、様々な手続が行われますが、公判部の書記官と裁判員係の役割分担、あるいは会計課等の事務局部門との連携については、各庁の実情に応じて適切に行っていただいていることと思います。また、各庁とも、国民の負担に配慮して選任手続を効率化し、裁判員候補者の待ち時間を短くするために様々な工夫を凝らしているところですが、他庁の工夫例等を参考に検討することも有益であると思います。

選任手続には、障害を持つ裁判員候補者が来庁されることも予想されますが、障害者への配慮の在り方としては、障害の内容に応じた態勢を適切に整えるため、裁判員係と公判部との間で連携を密にしながら、裁判員候補者が配慮を要する障害を抱えている事実やその具体的な内容、配慮する事項等について、可能な限り速やかに情報を収集し、あらかじめ対応を検討しておく必要があると考えます。

【まとめ】

裁判員制度が施行されて2年が経ち、各庁とも、裁判員裁判に関する手続の安定的な運営を確保してきたことと思います。この4月には、これまで裁判員裁判に携わってきた職員の異動も多かったと思われますが、今後は、引き続き制度の安定した運営を確保しつつ、裁判員裁判に関する事務の合理化を図るとともに、運用面の根拠となる通達、事務連絡等を整理するなどして、事務処理のノウハウを確実に引き継いでいくことが必要であると考えています。

ウ 犯罪被害者等保護制度の実施状況と書記官事務の状況等について

(ア) 被害者参加制度

被害者参加制度の実施状況としては、平成21年の終局人員中、被害者参加の申出があったものは403人でしたが、平成22年では、588人（前年比+約45.9%）となっています。そのうち処断罪名が自動車運転過失致死であるものが175人と多くなっています。また、平成21年の参加の申出をした被害者等の人員数は

571人、うち証人尋問や被告人質問をした被害者等はのべ474人、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は288人となっていましたが、平成22年では、参加の申出をした被害者等の人員数は849人（前年比+約48.7%）、うち証人尋問や被告人質問をした被害者等はのべ701人（前年比+約47.9%）、刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は428人（前年比+約48.6%）となっており、被害者参加制度の利用は、全体として大きく増加している状況にあります。

また、イに記載したとおり、平成23年3月末の時点で、判決で終局した裁判員裁判対象事件の人員数は2060人ですが、このうち、参加の申出があった事件の終局人員数は222人となっており、約1割の裁判員裁判対象事件において被害者等の参加の申出があったということになります。

被害者参加については、早期に検察官を通じて被害者等の情報を収集する、被害者参加人や被害者参加弁護士の参加態様等を確認して早期に審理計画に反映させるなど、書記官が果たすべき役割が大きいと思われます。各庁においては、これまで円滑な運用が行われてきたと思われますが、被害者参加制度の利用が更に増加することも考えられますので、これまでの実績を踏まえて引き続き運用面の検討を続けていく必要があると考えます。

(イ) 刑事損害賠償命令制度

刑事損害賠償命令制度の実施状況としては、平成21年の申立件数の累計が214件となっていましたが、平成22年では、251件（前年比+約17.3%）となっており、多少増加しています。

事件処理にあたっては、なるべく事前準備をしておきたいという気持ちが働くことだと思いますが、刑事損害賠償命令事件は、あくまでも有罪判決を前提とする制度ですので、判決言渡し前の準備の程度やタイミング等については、裁判体とよく協議する必要があるところです。

また、刑事損害賠償命令事件は、その実質が民事事件であるため、具体的な事務処理上の問題点については、各庁の民事事件における取扱いが参考になるものと思われますので、今後も、民事部と連携して運用面の検討を深めることが有益であると考えます。

(3) 家事・少年関係

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

平成22年における家事事件及び人事訴訟事件の新受件数の総数は、81万5052件（前年比+約1.9%）でした。その主な内訳を見ると、家事調停事件は、14万0557件（前年比+約1.7%）、家事審判事件は63万3337件（前年比+約1.9%）、人事訴訟事件は1万1373件（前年比+約5.1%）といずれも前年と比べて増加しています。

また、本年5月27日、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待防止のための親権制度等の改正が行われました。この法改正では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度が新設されたほか、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようになります。この法律については、成立後1年内に施行するものとされていることを踏まえ、書記官としても、施行に向け、これらの制度が適切に運用され、円滑な事件処理が行われるよう、裁判官や家裁調査官との連携をより深めていくことなどが求められます。

さらには、本年5月19日、家事審判法に代わる「家事事件手続法」が成立しました。このように書記官を取り巻く環境が刻々と変化する中、家事事件を担当する書記官には、このような制度上の変化に迅速に対応し、正確な事務処理を行うことがこれまで以上に期待されており、より一層の研鑽が必要となります。

イ 成年後見事件等における書記官事務の状況について

平成22年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は3万6994件であり、前年比で約10.4%の増加となっています。制度が施行された翌年である平成13年との比較では約3倍の件数となっており、制度施行後10年以上が経過しましたが、成年後見制度については、急速な高齢化の進行により、今後、ますます利用が増えることが予想されます。

このような実情を踏まえ、これまで協議会や事務打合せ等において、成年後見関係事件処理の合理化の方策等が協議されてきました。その結果等を踏まえ、多くの府では、成年後見関係事件の事務処理の改善や後見等監督を適正かつ効率的に運用するための監督区分の見直し等が行われてきたところですが、一方で、近年、後見人等が不正行為を行い、告発、逮捕された事例が報道されるケースも見受けられます。書記官には事件の適切な進行管理等が求められていますが、家庭裁判所としても、効果的な不正防止策の検討など、さらなる事務処理の見直しが喫緊の課題となっています。

この点に関して、平成23年3月には裁判所職員総合研修所において家事特別研究会（後見）が開催され、各府における後見等監督事務処理の見直し後の状況や、後見人等による不正行為の兆候を把握した際の対応の在り方等について協議がなされました。また、後見人等が後見等事務の内容を理解して適切に事務を行えるよう、家裁が後見人等にその職務や責任について説明するためのツールとして、最高裁判所家庭局において、「後見人になったなら…～後見人の仕事と責任～」というDVDを作成し、平成23年3月に各府に送付しています。後見人等の不正行為については、社会的にも注目されており、これらの協議会等の結果やツールなども活用し、今まで以上に適切な後見等監督事務を行うことが必要です。

なお、近年は、財産管理事件についても不正事案が起きており、後見等監督事件

とともに不正防止の観点も踏まえて適正な事務処理に向けた取組等を検討する必要があります。

ウ 家事事件手続法と書記官の役割について

前記のとおり、家事審判法に代わる「家事事件手続法」は本年5月19日に成立し、非訟事件手続法の施行の日から施行される予定です。

今回の法改正では、主に当事者の手続保障の観点から、原則として家事審判・家事調停の申立書の写しを相手方に送付することや、家事審判における当事者による記録の閲覧謄写については原則許可しなければならないこと、家庭裁判所が事実の調査を行った場合にはその結果を当事者等に通知することなどが規定されたほか、国民の利便性の向上を図る観点から、電話会議システム・テレビ会議システムによる手続及び高等裁判所における調停が利用できる制度等が新設されました。また、手続費用について、費用額の確定手続が民事訴訟法を準用する形式で定められたほか、調書の作成等について、家事審判の手続の期日については調書を作成しなければならないとされる一方、証拠調べの期日以外の期日において、裁判長が調書を作成する必要がないと認めるときには、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるとされました。

これらの手続はいずれも書記官事務と密接に関連するものですので、各庁においても今後の家事事件手続の運用の在り方等について検討を進め、法律の施行に向けた準備をしていくことが必要です。最高裁判所においても、この法改正に併せて現在の家事審判規則及び特別家事審判規則に代わる規則を制定し、執務資料や申立書の書式などの整備も行っていく予定です。

なお、平成23年2月22日から24日までに裁判所職員総合研修所が開催した家事実務研究会においても、司法研修所との共同研究で、「家事審判法改正を見据えた家事事件の運用における裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方」についての議論がなされました。

エ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について（平成20年改正少年法の運用状況を含む。）

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降は減少傾向にあり、平成22年は16万3023人（前年比-約5.2%）となっています。なお、最近10年間の事件動向をみると、触法事件については増加傾向が見受けられます。

一方、平成20年12月15日に施行された少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された被害者等による少年審判の傍聴、被害者等に対する審判状況説明の各制度については、制度施行後2年半が経過したことから、各庁における運用が概ね定着してきたものと思われます。平成22年は、審判傍聴対象事件となった156件のうち76件について審判傍聴の申出がなされ、66件について審判の傍

聴が認められています。また、平成22年の審判状況の説明の申出人数は523人であり、そのうち517人について申出が認められています。

審判傍聴制度に関する書記官事務においては、被害者等や外部の機関との連絡調整及び裁判官や家裁調査官との情報共有や事務局との連携がこれまで以上に求められています。審判状況説明制度における被害者等への説明事務を含め、被害者等への対応にあたっては、被害者等の心情に配慮し、わかりやすく説明する能力等が必要となりますので、今後も書記官において、スキルアップに努めることが重要です。

なお、裁判所職員総合研修所における平成22年度書記官実務研究では、「少年事件における書記官事務の研究一改訂一」をテーマに研究が行われ、この研究の成果は書記官実務研究報告書第8号として今後各庁に配布される予定となっていますので、これが今後の少年書記官事務に有効活用されることが期待されます。

3 書記官事務に関するその他の動向等について

(1) 書記官事務の環境整備について

ア 音声認識システムの運用状況等について

連日的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般人である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することができるツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷（60庁）に音声認識システムを整備しました。

平成22年度は、ユーザーインターフェースの改良、検索機能の強化等の機能性、操作性の向上等を目的とした改修版（Ver.2）のアプリケーションソフトを全国に配布しました。また、音声認識システムの円滑な運用を図るため、アプリケーションをウンドウズビスタに対応させるための改修を行いました。ウンドウズビスタ対応版のアプリケーションについては、ウンドウズビスタを搭載した職員端末が導入される時期に合わせて配布する予定です。

昨年度は、裁判員裁判が本格的な実施段階に移行したことに伴い、否認事件や重大事件など、長期間に及ぶ審理で本システムが利用される機会が増えました。今年度も、こうした現状を踏まえて、引き続き安定的な運用を確保するための技術的なサポートを行っていきたいと考えています。

イ デジタル録音機の整備等について

平成21年度までに、高地簡裁の法廷及び家裁の人事訴訟用法廷に設置されている録音機をすべてデジタル化したほか、高地裁の民刑各部に出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を1台ずつ整備してきたところです。

平成22年度においては、人事訴訟の出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を、専任所長の置かれている家裁本庁に2台ずつ、

専任所長の置かれていない家裁本庁及びすべての家裁支部に1台ずつ、それぞれ整備するとともに、少年事件において利用するためのデジタル録音機を、逐語録調書の作成が相当程度見込まれる庁（既に少年審判庭に録音機が設置されている庁を除く。）に1台ずつ整備しました。これらの録音機は、高地裁用の出張尋問等で利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）と同様に、調書作成の際の手控えの補助として使用するなど、各庁の実情に応じて柔軟に利用していただきたいと考えています。

また、平成21年度までに、高地簡裁の民刑立会及び家裁の人訴を担当する書記官に対しては、CD-RW等にデータを書き込むために必要となるライティングソフトを1ライセンスずつ整備してきましたが、平成22年度においては、地裁本庁の民事訟廷事務室に、録音体の複製申請用として外付けDVDドライブ1台を整備するとともに、各庁の実情に合わせてライティングソフトを整備しました。

（2）認証等用特殊用紙の使用範囲の拡大について

平成22年7月1日から、最高裁、高裁、地裁及び家裁では、裁判文書の信用性の向上を目的として、当事者の権利義務に重大な影響を与える判決書正本等の一定の文書の正本認証用紙及び執行文用紙に、偽造防止措置を施した特殊用紙が導入されました。平成23年度中に、その導入範囲を拡大し、簡裁における仮執行宣言付支払督促の正本認証用紙及び同正本に付する執行文の用紙にも使用する予定です。具体的な事務処理等については、今後発出する改正通達に従って行っていただきたいと考えます。

4 これからの書記官の在り方について

書記官の職務意識の重要性について

書記官は、手続の公証を行う独自の権限（公証権限）を付与され、この権限に基づく調書作成事務などの事務を通じて、手続の適正を確保する一方、手続を円滑に進行させるための各種の事務を積み重ねることにより、裁判官が判断に専念する態勢を確保し、裁判に対する国民の信頼を支えています。そして、刑事事件における裁判員制度や被害者参加制度、少年事件における被害者等による審判傍聴制度などの新たな制度の導入など、新たなニーズへの対応が求められています。また、民事・家事の分野で来庁者に対する手続教示を担う書記官は、国民と裁判所の接点としての役割を求められており、これまで全国の裁判所において公正中立の立場を堅持しつつ、利用者の立場に立った適切な対応を行ってきたところであり、高い信頼を得ているものと考えています。書記官は、このような重要な役割と責任を自覚するとともに、日々の事務を着実に積み重ねることにより諸先輩が形成してきた堅実で清廉な職務意識を受け継ぎ、これを新たな時代に対応させながら、常に事務の品質を高めることが求められています。最高裁としては、個々の書記官が職務意識を再確認し、これを高めていくことが、裁判所にとって重要であるとの認識に基づき、必要な取組を行っていきたいと考えています。

5 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、公務員総人件費削減をこれまで以上に厳しく求められる情勢の下、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想されるところですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

(2) 級別定数関係について

平成23年度予算の級別定数の改定折衝においては、公務員総人件費削減の動きがこれまで以上に強まる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していることを踏まえて粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

ア 7級関係

地裁次席書記官1、家裁次席書記官1、簡裁次席書記官1の合計3（前年度4）の切上げを実現することができましたが、これは書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、平成23年度に増設が認められた1ポストを含む146ポスト中141が7級以上に格付けされることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な465（5級55、4級285、3級125）（前年度510）という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、仙台家裁に次席書記官1（6級格付け）を増設することが認められ、また、主任書記官についても、10の増設を確保することができました。

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

まず、平成18年度から始まった裁判所書記官任用試験（以下「CA 試験」という。）についてですが、昨年度行われたCA 試験（CA-5）では、全国で315人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した52人が、10月1日付けて書記官に任官しました（なお、CA-4 の申込者数は340人、任官数は45人）。本年度の試験（CA-6）については、1月13日及び14日に筆記試験が実施され、さらに5月6日から25日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月27日から9月13日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることになります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE 及びCA 試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60, CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行うこととしました。

これにより、多くの受験者の皆さんに、書記官任官に向けての学習意欲を一層高めていただこうことを期待しています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、ワーク・ライフ・バランスを考える上でも望ましい手段の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

ア 主任書記官等のポストの増設について

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明した

とおり、平成23年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

なお、平成23年度は総括主任書記官の設置や高裁訟廷管理官7級の切上げは実現できませんでした。これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでにも努力してきたところですが、7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

司法制度改革は、議論・立法の段階を終え、実施、運用の段階に入っています。裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、職務遂行能力の向上を図り、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

刑事の分野においては、裁判員制度も施行後2年が経過し、今後の運用の在り方や改善点等をさらに検討していく必要があるほか、否認事件や重大事件などの困難な事件の審理が本格化している状況にあることを踏まえると、書記官には、これまでと同様、着実な事務処理を心掛けるとともに、より一層柔軟に対応することが求められています。

また、民事の分野においても、国民の権利意識の高揚や経済活動の多様化など社会経済情勢の変化を背景として個々の事件が複雑困難化し、専門的知見を要する事件が増加しており、事件動向や事務処理状況の変化を踏まえながら、迅速かつ柔軟に対応していく必要があります。

他方、家事の分野においては、成年後見関係事件を始め全般的に増加傾向にある家事事件をより一層適正かつ迅速に処理することが、少年の分野においては、導入後間もない被害者保護制度を引き続き適切かつ円滑に処理することが、それぞれ求められており、書記官にもこれまで以上に高い職務知識やコミュニケーション能力等が必要とされています。

書記官の育成・配置の在り方については、書記官は裁判部門の基幹職種であることから、任官後しばらくは育成の観点から、その後は国民の意識や社会経済情勢等の変化に伴う事件の量的・質的变化に着実に応えていく観点から、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えていますが、今後は、新しい制度の運用等をも見据え、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必

要があると考えています。

ウ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成23年4月1日現在、11か所41人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室） 1
- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 2
- (4) 弹劾裁判所 2
- (5) 公害等調整委員会 2
- (6) 公正取引委員会 2
- (7) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島） 6
- (8) 人事院 1
- (9) 金融庁 2
- (10) 預金保険機構（東京、大阪） 2
- (11) 日本司法支援センター（本部、東京、大阪、京都、三重、福井、富山、広島、佐賀、長崎、宮崎、宮城、仙台、札幌、香川、高知、愛媛） 20

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(3) ワーク・ライフ・バランスを踏まえた書記官のジョブローテーション、キャリアアップについて

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるようにするという仕事と生活の調和の観点も踏まえ、異動計画の策定に当たっては、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(4) 再任用の実施状況等について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員につい

ては、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見てみると、平成22年度末に定年退職した書記官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は54人（約45%）であり、昨年度に新規で再任用された者（48人）と同程度の人数が再任用されています。また、昨年度に書記官として再任用された者（127人、1回目、2回目及び3回目更新者を含む。）のうち、任期更新可能な者は119人であり、そのうち99人（約83%）の任期が更新されています。

公的年金の満額支給年齢が65歳となることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

（5）産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

産前・産後休暇期間中における代替要員の確保については、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時の任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は、平成19年度が155人（うち男性職員8人、以下（ ）内は男性職員数で内数）、平成20年度が172人（13人）、平成21年度が177人（24人）、昨年度が206人（16人）、そのうち任期付採用又は臨時の任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は、平成19年度が129人（83.2%）、平成20年度が129人（75.0%）、平成21年度が140人（79.0%）、昨年度が145人（70.3%）となっており、育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は、年度ごとに若干の高低はあるものの、育児休業制度の定着とともに高い割合で行われています。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから、産前・産後休暇期間中は、事務補助要員を業務代替職員という形で採用し、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われます（昨年度任期付採用等を行った者145人のうち、書記官を任用したのは38人（26.2%）となっています。）。

そこで、産前・産後休暇期間中の臨時の任用も含め、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の着実な実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予

定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高等裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

しかしながら、任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いている。書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、平成23年度においても、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

なお、任期付採用等による代替要員の確保については、平成17年度から実施している次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」でも触れられています。この中では、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当たはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当たはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

(6) 定年延長について

平成22年の人事院勧告では、公務の能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分に活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとされ、60歳台の多様な働き方や定年延長に伴う給与制度の見直しなどを内容とする制度見直しの骨格が示されたところです。

定年年齢の延長は、国家公務員全体の問題として検討すべき事柄であることから、裁判所としては、引き続きその検討状況を注視し、情報収集に努めていきたいと考えています。

(7) その他

・女性書記官の管理職登用について

裁判所においては、書記官に限らず、「裁判所における女性職員の採用・登用拡大計画」に掲げられた具体的な取組等を通じて、これまで意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

その結果、女性職員の登用の拡大は着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことから、とりわけ若手職員層に占める女性職員の割合が高いことを踏まえ、将来上位ポストへの登用拡大を実現していくためにも、主任書記官等における女性職員の割合を増加させることが必要と考えています。

そのため、各種研修の機会やJ・NETポータルの「男女共同参画のひろば」のリレーコラム等を通じて職員の意識啓発や、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に引き続き努めるとともに、管理職員による女性職員への助言・指導を含むサポート態勢の充実を図るなど、登用拡大に向けた勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが考えられます。そこで、まず、広域異動に対する抵抗感を解消していくために、先ほども述べましたが、今後とも、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動を実施していく必要があると考えています。次に、管理職業務そのものに対する不安や責任が重くなることへの負担感等を解消していくために、女性管理職員が実際に活躍している姿を身近に感じてもらうだけでなく、研修及び面談などの機会を通じて、管理職

業務の内容ややりがいを伝えていくことに加えて、こうした必要性について、管理職員自身の意識啓発に努めていく必要があると考えています。

併せて、仕事と家庭生活の両立に向けた支援のための一層の環境整備に努めていくことも肝要であると考えています。

今後とも、こうした取組を行いながら、女性職員の登用状況の推移を見守っていきたいと存じます。

7 メンタルヘルスについて

職員の心の健康づくりのためには、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発の防止のそれぞれについて、管理職員はもとより、個々の職員の理解を深め、意識啓発に努めていく必要があります。

このような観点から、裁判所においては、各庁において実施される健康管理講習会や、新採用職員研修、中間管理者研修等の各種研修の中で、できる限り心の健康づくりのための科目を設け、人事院の専門家会議の取りまとめによる研修教材等を活用した研修を実施することにより、職員に対して心の健康づくりの浸透及び意識啓発を図っているところです。

このほか、職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施しているところです。

8 システム開発等と書記官事務について

(1) 民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）の現状について

ア MINTAS の導入について

MINTAS は、平成20年2月12日に第1次導入庁であるさいたま地裁において本格稼働を開始し、順次、全国の地方裁判所の本庁、支部に展開を進め、本年1月11日に、東京・大阪両地裁本庁への導入を終え、これをもって、全国の地裁本庁・支部への導入が完了しました。

イ 現在の稼働状況

東京・大阪両地裁本庁への導入によって、MINTAS で取り扱うデータ量やユーザ数が一気に増加しましたが、これらを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

なお、昨年の夏ごろ、[] を原因としたシステム障害により MINTAS が停止し、業務に支障が生じるなどの事態を2度にわたって招いてしまいましたが、いずれも不具合の原因の特定に至り、再発防止策を講じた結果、以後はシステム停止という事態は発生していません。

ウ 東日本大震災の影響について

このたびの大震災は、東北地方の裁判所にも甚大な被害をもたらし、各種業務に

様々な影響を生じさせました。

東京都内においても最大で震度5強の揺れを感じましたが、幸いサーバについて倒壊などの物理的被害はなく、システムの停止に至るような事態は起こりませんでした。

御承知のとおり、MINTASは、[REDACTED]を採用しており、[REDACTED]が発生しない限り、全序的にMINTASが利用できなくなるといったことはありません。

しかし、[REDACTED]などにより、MINTASが利用できなくなるという事態が発生しました（なお、[REDACTED]はありませんでした。）。

システムを利用しての事務処理態勢が進むことにより、利便性も高まりますが、反面、システムの利用ができなくなった場合の影響も大きくなります。

[REDACTED]という状況では、当然、MINTASを利用した事務処理はできなくなり、[REDACTED]をはじめとする裁判事務処理が大きな影響を受けます。

MINTAS担当部署としては、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]となるようなシステムの在り方などについて検討を続けていきたいと考えています。

なお、[REDACTED]によってMINTASを用いた事務処理が継続できない場合に備えて、[REDACTED]情報や[REDACTED]情報など、最低限必要となる情報については、[REDACTED]ので、必要に応じて利用してください。

エ ユーザサポートについて

（ア）操作上の疑問点に関する質問について

MINTASではユーザサポート（ヘルプデスク）を用意して、直接、ユーザの皆様から、操作上の疑問点に関する質問を受け付けて、これを管理しています。

皆様から寄せられた質問の中で、特に参考になると思われる事項については、MINTAS上の[REDACTED]や[REDACTED]などを利用した情報提供に努めています。特に、[REDACTED]では、これまでの質問やその回答等の蓄積から、一般的に生じうる疑問・質問に対する回答や各庁で知っておいていただきたい事柄をQ&A方式の冊子形式にとりまとめた「MINTASハンドブック」も掲載しておりますので、ぜひ、御活用ください。

(イ) MINTAS の機能改善に関する要望について

上記ユーザサポートでは、MINTAS に関する質問のほか、操作性の向上等に関する意見、要望も受け付けています。

皆様から寄せられた意見や要望につきましては、過誤の防止、操作性の向上及び事務の効率化の観点から、特に必要性が高いと判断されるものについて、順次、改修等を行って、少しづつですが機能改善に努めています。

ここで、最近行った改修の内容について簡単に御紹介します。

a [REDACTED] を [REDACTED] することを可能にして、[REDACTED]
[REDACTED] してしまった場合、[REDACTED] 行うことなく、機動的に処理できる
ようにしました。

b 当事者数が数百人から数千人以上に及ぶような事件について、[REDACTED]
[REDACTED] MINTAS の [REDACTED] に登録することができるよ
うにしました。

今後も、隨時、機能改善に努めていき、その結果・内容について MINTAS の
[REDACTED] 画面等でお伝えしたいと考えていますので、ぜひ注目していただき
たいと思います。

オ 最後に

日書協の会報書記官の17号から27号まで連載した「IT mall (あいていいもーる)」
内のコラム「みんなの MINTAS」において、MINTAS の機能や利用に当たって参考
となる事項などの紹介のほか、MINTAS 検定のページも設けていますので、
MINTAS マスターを目指して、ぜひ、チャレンジしてみてください。

今後も、書記官事務を中心とした民事裁判事務の支援のために、より利用しやすい
MINTAS をを目指して、努力を続けていきたいと思います。

(2) 刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）の稼働開始と展開予定に
ついて

ア KEITAS の稼働開始

会報書記官26号「IT mall (あいていいもーる)」で御報告したとおり、「スリム
で骨太なシステムとして作り、その後、長く、確実に育てていく。」ことをめざし
た KEITAS の開発は、予定どおり終了し、平成23年1月17日から、名古屋地方裁
判所本庁で稼働を開始しました。

KEITAS は、刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証
事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援することを目的とし
たシステムです。名古屋地裁本庁の KEITAS ユーザの方々からは、「画面が見やす
く、一覧性が高い。」「直感的に操作方法が分かる。」「[REDACTED]

█████が可能になった。」、「█████機能が便利である。」、「█████
█████ことができるなど、█████機能が充実している。」といった御意見を頂
戴しており、会報書記官27号「IT mall (あいていいもーる)」においても御紹介さ
せていただいたところです。

これまでのところ、KEITASは安定的に稼働しておりますが、本年度の導入展
開に向けて、引き続きメンテナンスに努めるとともに、災害時等における危機管理
の在り方についてもさらに検討を深めていきたいと考えています。

イ 本年度の展開予定

平成23年度は、7月上旬から10月31日までの間に刑事裁判事務処理システム利用
府18府について、その後平成24年2月までに期日進行管理プログラム（刑事通常第
一審事件用）利用府5府（いずれも本府）について、名古屋地裁における導入事例
も参考にさせていただきながら、導入展開を進めて参ります。

導入に当たっては、各府で導入事務担当者を選定していただき、プロジェクト態
勢作りをお願いしております。各府におかれましては、自府で使うマスタ情報の決定、
クライアント端末の環境設定、自府研修の実施、自府における運用ルールの策定並
びに既存システムから移行したデータの結果確認及び補完（移行リハーサルとして
実施）という順番で準備作業を行っていただくことになりますが、導入事務担当者
の方々と情報政策課（情報処理第二係）とで緊密に連携を取り、府ごとの導入スケ
ジュールに基づいた導入準備作業項目チェックリストを双方で共有しながら、遺漏
のないように、かつ職員の方々の負担が少ないように工夫していきたいと考えてい
ます。

ウ 導入支援

円滑かつ負担の少ない導入に向けた取組として、平成23年4月末に導入事務担当
者向けの第1回導入研修（3日間）を裁判所職員総合研修所において実施し、
KEITASの████████とIT教室を結んで操作実習を行ったほか、導入管理マ
ニュアルに基づく導入準備作業の説明や自府研修用のシナリオ（研修対象者別）等
を始めとした各種資料の提供をさせていただきました。その後、研修に参加された
導入事務担当者の皆様と情報政策課とを結ぶメーリングリストを作成し、質問事項
を含めた情報の共有にも努めています（第2回導入研修は6月末に実施予定）。

また、導入府のユーザ向けに、KEITASの機能を網羅的に学習できるデジタル
教材、████████をデスクトップで閲覧できる教材、████████
集をパックにした「KEITAS丸わかりガイド」を配
布させていただいたほか、自府研修又は自習用の████████
████████

よう順次準備しておりますので、是非御活用いただきたいと考えています。

なお、KEITAS 丸わかりガイドについては、KEITAS を利用した業務のイメージ作りにも役立ちますので、平成23年度導入庁以外の庁にも、順次配布させていただきます。

刑事事件を担当している職員の皆様には、通常業務を行いながらの導入準備作業をお願いすることになりますが、情報政策課といたしましても、KEITAS の安定稼働はもちろんのこと、負担が少なく、データ移行を含めて円滑な導入展開を図るよう努力して参ります。

(3) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について

家庭裁判所では、期日進行管理プログラム（家事事件用）（以下「家事P」という。）が全国の家庭裁判所310庁（本庁50庁、支部203庁、出張所57）に導入されています。近年、家事事件数は、審判、調停、人事訴訟事件ともに増加傾向にあり、家事Pは、事件処理上、非常に重要なものとなっています。特に、家事事件においては、児童虐待防止のための親権制度改革や家事審判法に代わる家事事件手続法の施行が予定されており、今後、それに応じた家事Pの改修を行っていきたいと考えています。

また、簡易裁判所においては、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）（以下「簡民P」という。）が全国簡易裁判所438庁に導入されており、簡易裁判所の民事事件処理のための基幹プログラムとして、簡民Pは不可欠なものとなっています。簡易裁判所でも、近年、民事訴訟事件が増加しており、業務を行う上での不具合や効率化を図るために簡民Pの一部機能の改修を行い、平成23年5月に全国の簡易裁判所に対して改修版を配布しました。

(4) 調停委員出勤管理プログラム（以下「出勤P」という。）の導入状況について

出勤Pは、[REDACTED]の適正・効率化を目的として平成18年度に開発されたプログラムです。簡易裁判所においては[REDACTED]と、家庭裁判所においては家事Pとそれぞれデータを連携し、[REDACTED]を作成することができます。また、複数の庁で勤務する[REDACTED]ことや、[REDACTED]とのデータ連携が可能です。

出勤Pは、平成19年度に全国の地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所（50庁）から導入を開始したプログラムであり、その後、平成20年度に東京家庭裁判所、東京家庭裁判所八王子支部（現在の立川支部）、横浜家庭裁判所、大阪家庭裁判所及び名古屋家庭裁判所の5庁、平成21年度に上記5庁を除く家庭裁判所本庁（46庁）、平成22年度に、申立事件数の多い庁を中心に選定した家庭裁判所支部・出張所（50庁）及び簡易裁判所（51庁）と、順次導入を行ってきました。平成23年度には、出勤Pを導入していない家庭裁判所支部・出張所209庁及び簡易裁判所337庁すべてに対して導入を図ることを予定しています。これによって、調停委員が勤務する家庭裁判所及び簡

易裁判所のすべての庁で [REDACTED] がされることになり、[REDACTED] が容易になります。

なお、昨年度までは、裁判所職員総合研修所において、出勤Pの導入庁の導入担当者を対象に出勤P導入時に必要な作業や操作方法等について研修を実施しました。しかし、平成23年度は、従前と比べて導入対象庁が多数であるため、各地家裁単位で出勤P導入支援担当者の選定をお願いし、裁判所職員総合研修所において導入支援担当者研修を実施する予定です。この研修実施後、導入支援担当者には、各庁の実情に応じて、今後配布する導入関係資料や映像教材等を用いるなどして、管内の導入対象庁に対する還元研修を実施したり、電話やメールなどをを利用して導入作業の支援を行っていただくことを考えています。

(5) J・NET ポータルの充実について

J・NET ポータルは、平成19年8月に運用が開始されたもので、[REDACTED] 各種業務の情報を必要とする職員にとって、いわば、玄関（ポータル）の役割を果たすものです。また、[REDACTED] も実施しています。

平成22年度には、[REDACTED]

「裁判所職員総合研修所」（通称「総研コンテンツ」）や [REDACTED] 「ダイヤルイン番号一覧」の運用を新たに開始し、今まで以上に利便性が向上しておりますので、各庁において有効に活用いただけるものと考えています。

今後も、J・NET ポータルが各種業務の基盤として利用されるよう、更なる充実を目指して参ります。

(6) 標準ワープロソフトの移行について

平成22年8月に裁判所において利用する標準ワープロソフトが一太郎からワード（Microsoft Word）に移行されました。昨年情報政策課から配布しました小冊子「今日から使えるワード」において基本的なワードの利用方法を説明しておりますので、そちらを活用していただくことにより、ワードの習熟を図っていただきますようお願いします。また、小冊子だけでは解決できない問題などが発生した場合に備えて、さらに分かりやすい資料の作成等の周知を図るなどして、よりワードを利用しやすい環境を整えていきたいと考えています。

(7) 統計報告について

高地家裁からの最高裁に対する統計報告業務については、これまで、各庁の訟廷部門の担当者等において作成された統計報告書（月報、年表、事件票）について、資料課を経由して提出していただくという流れになっていましたが、この業務フローを見直し、本年4月から、[REDACTED]

(以下 [] という。) []

[] していただくこととなりました。

既に各庁にはこの新たな統計報告の業務フローによる作業をしていただいているところですが、この統計報告業務の見直しにより、裁判統計データベースシステム（通称 SSDBS）を用いた最新データの利用が、従前より早く行うことができるようになりました。また、[] することで当該庁における[] ことが可能となり、統計報告業務に関する全体的な事務負担の軽減が図られています。さらに、[]

[] が、月報システムにおいて[] 機能を設けることにより、[]

[] ようになるなど、統計報告の管理面においても事務負担の軽減や統計報告の正確性の確保を図っています。

統計のデータは裁判所ウェブサイトや司法統計年報といった形で国民に広く公表されるほか、裁判所の人員配置及び裁判運営に関する施策を検討するための基礎資料や「裁判の迅速化のための検証」、「裁判員法第103条に基づく運用状況の公表」等の資料として活用されており、その重要性は極めて高いものとなっています。書記官の方々には、今回の統計報告業務の見直しにより、これまで以上に裁判統計報告業務に直接的に関わっていただくことになりましたので、この機会に、その重要性について再確認をしていただき、事件票等作成要領に従って記録に基づいた統計報告書の作成や作成後の点検を心掛けていただきたいと思います。また、管理ユーザの皆様には、月報システムの[] 機能を大いに活用していただくなどして、正確かつ迅速な統計報告の実現に向けて、御協力をいただけますようお願いします。

情報政策課としても、統計ニュースレター等の活用や迅速な照会対応に努めるなどして各庁へのフォローをより一層強化して参ります。

(8) 情報化を推進する人材の育成について

裁判部における情報化の推進のため、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者として、全高裁及び全地家裁本庁を含む主な裁判所に情報化事務担当者を置いています。情報化事務担当者には、各庁の実情に応じて、①情報政策課と各庁の裁判部との窓口役、②機器、ネットワーク及び進行管理プログラム等のトラブル対応、③情報化に関する研修への協力を行ってもらっています。裁判所職員総合研修所において、1年に2回、情報化事務担当者及びその候補者並びに情報化事務担当者の業務を補助する者を対象に、情報処理研修を実施しています。情報処理研修では、全国から参加する60名の情報化事務担当者等に対して、3日間、裁判所における情報化の意義、職員貸与端末、ネットワーク及び情報セキュリティに関する基礎的な知識、

業務系システムの概要及びトラブル発生時の対応方法等について講義を行うほか、情報処理研修において得た知識や障害対応方法等を他の職員へ還元してもらうため、所属庁において情報化に関する研修を行うことを想定した演習を行っています。

今後も、事務の効率化や国民へのサービス向上のために裁判所の情報化を推進する必要があると思われますが、IT機器や情報システムの利用が各業務に浸透するにつれ、それらを適切に利用するための知識や技能の伝授も重要になってきています。情報政策課では、IT機器や情報システムを利用するに当たって必要となる操作方法や障害対応方法等の情報をJ・NETポータルや「会報書記官」に掲載するなどしてお伝えしています。また、新しい情報システムを導入する際には、導入研修を実施するとともに、各庁において、異動等で新たに情報システムを利用するようになった職員に対して操作研修を実施する際に利用することができるよう映像教材等の研修用教材を配布しています。

今般の東日本大震災では、職員の皆様には、裁判事務の正常化等のため、機器等の動作確認、データの復元など、IT関連の機能の回復にも献身的に取り組んでいただきました。その際、情報政策課等に、ネットワークの疎通確認の方法、停電対応などに関して問い合わせをいただきましたが、その内容を今後の情報処理研修の講義内容にも反映させ、情報化の推進に役立つ情報が伝わるよう努めていきたいと考えています。